

# 群馬県再生資源物の屋外保管業の事前協議等に関する規程

制定 令和八年 五月二十七日

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例（令和八年群馬県条例第二十二号。以下「条例」という。）及び群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例施行規則（令和八年群馬県規則第二十九号。以下「規則」という。）の目的である生活環境の保全、県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現及び地域理解の促進を図るために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業計画 再生資源物屋外保管事業場の位置、構造等に関する計画、再生資源物屋外保管事業場の維持管理等に関する計画、その他事業計画をいう。
  - 二 周辺地域 再生資源物屋外保管事業場の敷地の境界から三百メートル以内の地域の全部又は一部を包含する地域（市町村が設置する行政区等を単位とする区域。行政区等がない地域は字の区域。）をいう。
  - 三 関係市町村 周辺地域の全部又は一部を包含する市町村をいう。
  - 四 再生資源物屋外保管事業場の整備等 再生資源物屋外保管事業場の整備、構造若しくは規模の変更又は再生資源物屋外保管事業場において取り扱う再生資源物の種類の追加等をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

### (事業者等の責務)

第三条 再生資源物屋外保管業を新たに行おうとする者、又は生活環境の保全に係る内容等の変更を行おうとする者（以下「事業者等」という。）は、この規程、群馬県再生資源物屋外保管事業場の構造及び維持管理等に関する基準（以下「構造維持管理基準」という。）及び関係法令が定める諸手続について事前に調査し、遵守しなければならない。

- 2 事業者等は、事業計画の策定にあたり、周辺地域の生活環境の保全並びに周辺の施設及び関係市町村における地域計画等について適正な配慮がなされたものとするよう、関係法令が定める諸手続について事前に調査し、遵守しなければならない。
- 3 事業者等は、常に再生資源物屋外保管事業場に起因する公害及び事故に対する予防策その他対策を十分講じるよう努めなければならない。
- 4 事業者等は、周辺地域の住民その他再生資源物屋外保管事業場に関し生活環境の保全上の利害を有する者（以下「周辺地域住民等」という。）及び関係市町村の長（以下「関係市町村長」という。）に対して、良好な関係を構築できるよう積極的に情報を公開することにより地域理解の促進に努め、事業計画に係る紛争が生じた場合には、自ら解決するよう努めなければならない。
- 5 事業者等は、知事に協力し、関係資料の提出、現地調査、報告その他の指示及び指導に誠実に対応するよう努めなければならない。

### (県の責務)

第四条 県は、事業計画が、周辺地域の生活環境の保全に対して適正に配慮されるよう技術的な指導及び助言に努めるものとする。

2 県は、事業者等による地域理解の促進について、指導及び助言を行うとともに、事業計画に係る紛争が生じた場合には、早期解決に向け努力するものとする。

### (関係市町村長との連携)

第五条 知事は、生活環境の保全及び地域理解の促進を図るため、この規程が定める手続の円滑な実施について、関係市町村長に協力を求めるものとする。

2 知事は、関係市町村長に対し、事業計画に対する周辺地域住民等の生活環境の保全上の利害の把握とともに、周辺地域の生活環境の保全及び地域理解の促進について事業者等に対する指導又は助言を求めるものとする。

### (構造基準等)

第六条 事業者等は、構造維持管理基準に適合するよう事業計画を策定しなければならない。

## 第二章 事前協議

### (事前協議の対象)

第七条 事業者等は、条例第七条第一項の許可又は同第十一条第一項の許可に係る申請書を提出する前に、あらかじめ知事と協議（この規程において、「事前協議」という。）を行わなければならない。

### (事前協議書の提出)

第八条 事前協議をしようとする者（以下「協議者」という。）は、次に掲げる事項を記載した再生資源物屋外保管業事前協議書（別記様式第一号。以下「事前協議書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 一 協議者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事前協議の内容
- 三 事業の範囲
- 四 事務所及び再生資源物屋外保管事業場の所在地並びに再生資源物屋外保管事業場の敷地面積、構造及び設備
- 五 保管の場所の位置及び面積並びに保管する再生資源物の区分及び保管物を積み上げる高さ
- 六 規則第九条の規定による高さのうち最高のもの
- 七 再生資源物の保管の作業の方法及び手順
- 八 保管物を積み上げる作業の用に供する機械の種類、数量及び能力
- 九 再生資源物の破砕等を行う場合にあっては、破砕等を行う位置、面積、破砕等を行う再生資源物の区分、破砕等の種類及び方法
- 十 再生資源物の破砕等の作業の方法及び手順
- 十一 再生資源物の破砕等の用に供する設備を使用する場合にあっては、当該設備の種類、数量及び能力

- 2 前項の事前協議書には、知事が別に定める書類及び図面を添付しなければならない。ただし、事前協議の内容が再生資源物屋外保管業の変更等であって、知事がその審査に必要がないと認めた書類又は図面については、その添付を省略することができる。
- 3 知事は、事前協議書が提出された場合、速やかに、関係市町村長に事前協議書の副本を送付するものとする。
- 4 知事は、事前協議書の内容を常に精査し、必要と認めるときは、協議者に対して期限を定めて補正の指示又は聴取を行うものとし、協議者はそれに応じなければならない。
- 5 協議者は、知事の求めに応じ、書類若しくは図面又は事前協議書の副本を提出しなければならない。
- 6 協議者は、事前協議書の変更又は補正が必要となる場合、遅滞なく、当該事前協議書の変更又は補正を行わなければならない。
- 7 知事は、前項の規定による書面の提出があった場合、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

### 第三章 計画の周知

#### (現地調査等)

- 第九条 知事は、事前協議書が提出された場合、関係市町村長及び必要に応じて他の関係機関（以下「現地調査機関」）の長に対して、再生資源物屋外保管事業場の調査（以下「現地調査」という。）を依頼するものとする。
- 2 知事は、現地調査において、協議者に対して事前協議書の概要の説明を求めるものとし、協議者はこれに応じなければならない。
  - 3 知事は、現地調査を終了した場合、現地調査機関の長から次の各号に掲げる事項に係る生活環境保全上の見地からの意見等（以下「現地調査機関意見等」という。）を聴くものとする。ただし、第二号については、関係市町村長に限る。
    - 一 関係法令が定める手続、基準及び規制並びに意見等
    - 二 周辺地域住民等に事前協議書の内容を周知するための説明会（以下「住民説明会」という。）の実施の必要性及び必要とする場合においてはその範囲
  - 4 現地調査機関の長は前項の規定により意見等を述べるにあたり、協議者に対し、必要な説明を求めることができる。
  - 5 現地調査機関の長は第三項の規定により意見等を求められたときは、現地調査機関意見書（別記様式第二号）により、知事に回答するものとする。
  - 6 知事は、当該現地調査機関意見等を速やかに協議者に提示するものとする。

#### (説明会等の実施)

- 第十条 協議者は、提示された現地調査機関意見等において住民説明会の実施が必要である旨の提示を受けた後、速やかに、事業場、周辺地域の集会施設又は関係市町村の公民館等において、住民説明会を実施し、次の事項を周知するとともに、当該事項を当該事業場又は周辺の適切な場所に掲示しなければならない。また、当該掲示を行う協議者が管理するウェブサイトを有している場合には、当該内容をインターネットを利用して周辺地域住民等の閲覧に供しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 再生資源物屋外保管事業場の所在地

- 三 再生資源物屋外保管事業場の面積、保管する再生資源物の区分並びにその保管量及び保管の高さ
  - 四 再生資源物屋外保管事業場の構造及び設備
  - 五 再生資源物屋外保管事業場の営業時間、休業日
  - 六 再生資源物屋外保管事業場及び設備の維持に関する計画
  - 七 再生資源物の飛散及び流出の防止に関する事項
  - 八 屋外保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散の防止に関する事項
  - 九 火災の発生又は延焼の防止に関する事項
  - 十 屋外保管等に伴う生活環境の保全に支障を生じさせる騒音又は振動の発生の防止に関する事項
  - 十一 再生資源物屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生の防止に関する事項
  - 十二 再生資源物屋外保管業に伴って生じる廃棄物の処理の方法に関する事項
  - 十三 屋外保管事業場の災害の防止に関する事項
  - 十四 その他生活環境の保全に関し関係市町村長が必要と認める事項
  - 十五 再生資源物屋外保管事業場に係る問い合わせに回答できる者の氏名及び連絡先の電話番号並びにメールアドレス
- 2 条例第十一条第一項の許可に係る協議者が実施する周知の方法については、前項で規定する二種類の周知の方法に、前項で定める内容を記載した書面を周辺地域住民等に配布する方法を加えた三種類の方法のうち、いずれかの方法を選択し、実施することとする。
- 3 協議者は、前二項に定める方法による周辺地域住民等に対する、第一項で定める内容の周知（以下「説明会等」という。）を実施する場合、次に掲げる事項を記載した説明会等実施計画書（別記様式第三号）を知事に提出するとともに、住民説明会を実施する場合には、当該説明会の実施を周辺地域住民等に周知しなければならない。
- 一 周辺地域住民等への周知の方法
  - 二 説明会等を実施する周辺地域の自治会又は関係市町村が設置する行政区等の名称
  - 三 説明会等の実施日時及び場所
  - 四 説明会等において使用する資料及び配布する資料の概要
  - 五 住民説明会の実施を周知するための方法
  - 六 住民説明会に出席する協議者全員の職氏名
  - 七 説明会等の担当者及び問い合わせ先
- 4 前項の説明会等実施計画書には、知事が別に定める書類及び図面を添付しなければならない。
- 5 知事は、協議者から説明会等実施計画書が提出された場合、速やかに、市町村長に説明会等実施計画書の副本を送付するものとする。
- 6 協議者は、説明会等を実施した場合、遅滞なく、説明会等実施状況報告書（別記様式第四号）を知事に提出しなければならない。
- 7 知事は、協議者から前項の報告を受けたときに、その写しを書面により市町村長に送付するものとする。
- 8 協議者は、その責めに帰することのできない事由として次の各号に掲げる事由により住民説明会を実施することができない場合は、第一項で定める内容を記載した書面を周辺地域住民等に配布する方法により、周辺地域住民等への周知を行うものとする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により住民説明会の実施が不可能であること。
  - 二 協議者以外の者により説明会の実施が故意に阻害されることによって住民説明会を円滑に実施できないこと。
- 9 前項の場合において、協議者は、住民説明会を実施することができない事由を記録した書面を作成し、第六項の説明会等実施状況報告書に添付して提出するものとする。

#### 第四章 地域調整及び技術指導等

##### (技術指導等)

第十一条 知事は、必要と認めるときは、次に掲げる指示及び指導（以下「技術指導等」という。）を、協議者に対して行うものとする。

- 一 生活環境の保全、再生資源物の取扱い又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る技術的見地からの指導
  - 二 事業計画の修正又は見直し等の指示
  - 三 当該計画に関し留意すべき事項の指導
  - 四 第九条第三項の規定により求めた現地調査機関の長の意見等
- 2 知事は、事前協議書の内容が、関係法令及び県の諸規程等に照らして不相当であり、技術指導等によりこれを変更又は補正することができないと認める場合、協議者に対して事前協議の打ち切り（協議者が改めて事前協議することを妨げない。以下同じ。）を通知するものとする。
- 3 知事は、技術指導等をする場合その他必要があると認めるときは、専門的及び技術的な事項を県の関係機関の長に意見を聴くこととする。

##### (協議者による見解書の提出)

第十二条 協議者は、技術指導等を受けた日から六月以内に、当該技術指導等に対する見解書（別記様式第五号。以下「技術指導等に対する見解書」という。）を、知事に提出しなければならない。

- 2 協議者は、前項の技術指導等に対する見解書を作成する場合において、現地調査機関意見等に対する調整を図るよう努めるものとする。
- 3 知事は、技術指導等に対する見解書の内容が技術指導等に適合していない場合又は第一項に規定する期限までに技術指導等に対する見解書が提出されない場合、協議者に対して事前協議の打ち切りを通知するものとする。
- 4 知事は、技術指導等に対する見解書の写しを現地調査機関の長及び前条第三項に規定する県の関係機関の長に送付するものとする。
- 5 知事は、見解書に基づく事前協議書の変更又は補正が行われた場合、その旨を現地調査機関の長及び前条第三項に規定する県の関係機関の長に通知するものとする。

##### (事前協議終了の通知)

第十三条 知事は、第八条から前条までに規定する手続を終了した場合、協議者に対して事前協議の終了を通知するものとする。

- 2 知事は、第八条第一項により事前協議書の提出された日から五年を経過した日までに、同条から前条までに規定する手続が終了しないと認められる場合、協議者に対して事前協議の打ち切りを通知するものとする。

- 3 協議者は、第一項の通知（以下「事前協議終了通知」という。）を受ける前に事前協議を取り下げる場合には、遅滞なく、再生資源物屋外保管業事前協議取下書（別記様式第六号）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による書面の提出があった場合、その写しを関係市町村長に送付するものとする。あわせて、第十一条第三項の規定により県の関係機関の長に意見を聴いている場合、当該写しを県の関係機関の長に送付するものとする。
- 5 協議者は、事前協議終了通知を他人に譲り若しくは貸し又は担保に差し入れてはならない。また、事前協議終了通知に権利等を持たせることはできない。

#### （許可申請書等の提出等）

- 第十四条 協議者は、事前協議終了通知の送付を受けた日から二年以内に、条例第七条第一項又は同第十一条第一項の許可に係る申請書を提出しなければならない。この場合において、当該申請書の内容は、事前協議書、見解書の内容と整合性のとれたものでなければならない。
- 2 協議者は、前項に規定する申請書を提出する場合、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであることを証するために、前条第一項の規定による事前協議終了通知の写しを添付しなければならない。
  - 3 協議者は、正当な理由がなく第一項に規定する期間内に申請書を提出しなかった場合、当該事業計画の全部を廃止したとみなし、新たに事前協議を行わなければならない

#### （事前協議終了後の変更）

- 第十五条 協議者は、事前協議終了通知の送付を受けた後において、当該事業計画を変更しようとする場合、あらかじめ、知事の指示を受けなければならない。
- 2 協議者は、事前協議終了通知の送付を受けた後において、当該事業計画の一部又は全部を廃止した場合、遅滞なく、事前協議終了事項廃止届出書（別記様式第七号）に事前協議終了通知を添えて知事に提出しなければならない。
  - 3 知事は、前項の規定による書面の提出があった場合、その写しを現地調査機関の長及び第十一条第三項に規定する県の関係機関の長に送付するものとする。
  - 4 協議者は、第十三条第二項の期間を経過した後において、当該事業計画の変更をしようとする場合、第一項の規定によらず新たに事前協議を行わなければならない。

## 第五章 雑則

#### （完成検査等）

- 第十六条 協議者は、条例第七条第一項の許可又は同第十一条第一項の許可を受けた後でなければ、再生資源物屋外保管事業場の整備等の工事に着手してはならない。
- 第十七条 協議者は、再生資源物屋外保管事業場の整備等の工事が完成した場合、事業場完成検査申請書（別記様式第八号）を知事に提出するとともに、知事の完成検査に合格した後でなければ、事業に使用してはならない。
- 2 前項の申請書には、知事が別に定める書類及び図面を添付しなければならない。

- 3 知事は、事業場が完成検査に合格したと認めた場合、その旨を第一項の事業場完成検査申請書を提出した協議者に通知するものとし、必要があると認める場合、同協議者に当該事業場の改修その他必要な措置を指示するものとする。

#### (期間の計算)

第十八条 この規程における期間の計算は、翌日から起算するものとし、期間の満了日が群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第十六号）第一条第一項に規定する県の休日である場合、その翌日とすることとする。

#### 附則

##### (施行期日)

- 1 この規程は、令和8年5月27日から施行する。

(既存事業者に係る現地調査等)

- 2 第九条の規定は、条例の施行の際現に再生資源物屋外保管業を行っている者（条例第七条第一項ただし書に該当する者を除く。）（以下「既存事業者」という。）から、条例附則第五項の規定による届出書が提出された場合について準用する。
- 3 前項の場合において、既存事業者は、第九条第六項により提示された現地調査機関意見等を踏まえ、速やかに、事業場、周辺地域の集会施設又は関係市町村の公民館において、住民説明会を実施し、第十条第一項各号に掲げる事項を周知するよう努めることとする。ただし、当該事項を当該事業場又は周辺の適切な場所に掲示する方法により周知を図ることができる場合を除く。当該掲示を行う協議者が管理するウェブサイト有している場合には、当該内容をインターネットを利用して周辺地域住民等の閲覧に供しなければならない。
- 4 第十条第三項から同条第九項の規定は、既存事業者について準用する。